

大阪市立東勝山小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、自他を大切に子どもを育てる」ことをめざし、「大阪市立東勝山小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して、早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるために、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取組により児童の意識を高めるとともに、教職員の研修を計画的に実施し、指導力の向上を図る。
- ② いじめの未然防止・早期発見のため、教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やSOSを見逃さないようにする。
- ③ 学校の現状や取組について広く公開し、保護者や地域、関係諸機関との連携を積極的に進め、協力体制の強化を図る。
- ④ いじめに関する問題は関係教職員だけで対応せず、いじめ対策委員会で直ちに情報を共有し、その後は、当該委員会が中心となって速やかに対応を行う

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 児童が、落ち着いた学習環境の中で集中して学習できるよう、学級運営の基本的な事柄や学習規律について全教職員で共通理解を図り、徹底することにより、児童に学ぶ姿勢が身につくようにする。

- ② 授業研究会や全教員の公開授業を通して、お互いの授業について意見を交換することで、次時以降の授業に生かせるようにし、授業力の向上を図る。
- ③ わかる授業、そして、児童が学びの実感を持てる授業を進めるために、基礎・基本に重点をおいた取り組みを行っていく。また、授業の中で話す・聞く機会を増やして、論理的な思考力の育成を図る。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 各学級学年集団づくりにおいて、自分の思いを表現するとともに、友達のよさに気づき、協力することの大切さが理解できるようにする。係や当番・委員会活動など役割分担を行い、その活動を通して、人の役に立ち、学校をよくしていこうとすることへの喜びや学級の一員であるという安心感を育てていく。
- ② たてわり班活動を通して、高学年にリーダーである自覚を持たせ、低学年には、みんなで活動する楽しさを味わわせる。また、継続的な活動を通して、所属感や達成感を繰り返し味わい、自己肯定感を高められるようにする。
- ③ 地域の方々や生野聴覚支援学校、保育所等との交流や社会見学などの「体験的な活動」をさらに工夫・充実し、児童が自らのよさに気づき、互いのよさを実感できる機会を計画的に実施していくことで、地域とのつながりや自分の生き方を深められるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳教育・人権教育・学級活動の年間指導計画に基いて実践するとともに、全校集会や学級活動など、教職員全体が日常的にいじめの問題について触れ、いじめを許さない・見逃さないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ② 植物や生き物を育てることを通して、命の大切さを知り、友達のことも大切にできる児童を育てる。
- ③ スマートフォンや携帯電話の使い方を学び、友達を傷つけるような内容のメールを送信しないよう指導する（情報モラルリテラシー教育）とともに、保護者に対しても啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠し、軽視することなく、積極的に認知する。

- ① 学期に1回いじめに関する児童アンケートを実施する。また、日常の児童の様子などからいじめの実態把握に努める。必要に応じて個別に聞き取り等を行い事実確認に努めるとともに、いじめを把握した場合は、いじめ対策委員会を開催するとともに教職員全体で共有できるようにする。
- ② 情報は、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）を収集の基本とし、記録を残すようにする。また、いじめ対策委員会、スクリーニング会議、職員会議等で、各学年の児童の実態について共有し、意見交換する。緊急の場合は、職員朝会などを利用して周知する。
- ③ 「心の天気」や相談機能等の活用、SOSミニレターや相談窓口の周知、スクールカウンセラーの活用等により、児童が一人で悩んだり、問題を抱え込んだりしないようにする。
- ④ 教育委員会をはじめ、PTA、地域のはぐくみ隊、所轄警察署（生活安全課少年係）、民生委員・児童委員、さらにはこども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図る。また、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本方針>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめの発見・通報を受けたとき

いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、当事者ならびに周囲の児童から個別に聞き取りを行い、迅速に詳細な事実を確認する。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に思いを受け止め、話を聞くとともに、当事者ならびに周囲の児童から個別に聞き取りを行い、改めて、詳細な事実を確認する。

いじめの事実が認められた場合、いじめ対策委員会において、指導方針、役割を明確にし、児童・保護者への対応を組織的に行う。さらに、教育委員会をはじめ関係諸機関への報告を行い、連携して対応を進める。

② 児童・保護者への対応

いじめられた児童に対しては、安全確保を最優先し、全教職員が情報を共有しながら見守りの体制を整える。「あなたが悪いのではない」とはっきり伝えるなど、自己肯定感を高めるよう配慮する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、以後の対応を行う。保護者に対してはその日のうちに迅速に連絡をとり、事実関係を伝える。また、全教職員の協力のもと見守りを行うなど、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を和らげられるようにする。

いじめた児童に対しては、「いじめは相手の心を傷つけ、命を奪うこともある、絶対に許されない行為」であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。ただし、いじめた児童がかかえるつらさや問題など、いじめに向かった背景にも着目し教育的配慮のもと、共感的にしかし毅然とした態度で加害の立場にある児童を指導する。また、保護者に対して迅速に連絡し、事実とその背景、今後の指導について十分な理解と納得と協力を得るように努める。

さらに、それぞれの保護者に互いの児童の思いと今後の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

③ いじめが起きた学級・学年への対応

個人情報やプライバシーには十分配慮したうえで、他人事ではなく、自分自身の問題としてとらえられるように指導する。全校集会や学級会などで話し合うなどで、いじめは絶対に許されない行為であり、傍観は加害と同じであるということを徹底して指導し、いじめを根絶しようという意識を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではない。被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの児童全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いのちがいとよさを尊重し、認め合う人間関係を構築する集団づくりを進める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① (組織名)

- ・ いじめ対策委員会

(構成メンバー)

- ・ 校長・教頭・教務主任・人権教育主担・生活指導部長・学年主任・養護教諭
※ 事案の内容に応じて、担任、特別支援コーディネーターなどを加える。

(活動内容)

- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての方針に沿って、いじめ問題の判断を行い、いじめ事案発生時に関係者を招集する機能をもつ。

- ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録を行う
- ・ いじめ問題の発生時、またその疑いに係る情報があった場合には緊急に会議を開催し、情報の共有と事実確認、指導及び支援の方針を決定し、解決に向けての取組を進める。また、関係諸機関や保護者との連携を行う。

② 年間計画

【調査等】

- ・ 児童対象いじめアンケート調査年3回（6～7月・11～12月・2月）
- ・ 学校評価アンケート年2回（9・1月）
- ・ 学級担任による聞き取り調査随時

【研修会等】

- ・ いじめ対策委員会（定期）8月を除いて毎月実施
- ・ 市人教研究大会6月
- ・ 生野区人権教育研修会
- ・ 生野区人権教育実践交流会
- ・ 人権教育実践交流会（校内）

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ① 学校協議会において「いじめ防止基本方針」を周知し、協力を仰ぐ。
- ② 学校だよりやホームページを活用した、情報発信を積極的に行う。
- ③ 必要に応じ、スクールカウンセラー、地域の民生委員・児童委員、こども相談センター、区役所子育て支援室、大阪市教育委員会等に支援を要請し対応にあたる。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の中間評価・最終評価全体会で「いじめ対策」の取組結果を評価し、改善していく。
- ② 日常的に児童の様子を把握したり、アンケートや欠席日数などで検証したりして、未然防止の取組や再発防止の取組が成果をあげているかどうか検証する。

7. 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が生じた場合は、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- ② 学校は、「いじめ対策委員会」の組織活動をもとに事実関係を明確にし、保護者や関係諸機関に情報を提供する。なお、情報提供の窓口は管理職とする。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、可能な限り調査に協力する。
- ③ 調査により明らかになった事実関係についての情報を、いじめを受けた児童・保護者に適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。

※ いじめ発見の際の流れ

